

①助成事業計画書の提出

見積書、カタログ、施設所在地の略図とともに、助成事業計画書の必要事項を記入し、(一社)新潟馬主協会まで郵送にて申請。(1月20～3月4日)
(1次審査は書類審査なので、現在困っている点、現行使用状況(利用年数、走行距離等)、助成が実施された際の改善見込み、利用者予想等を具体的にご記入下さい。備品購入の場合は、**備品助成希望調査票**も提出下さい。)

**② 1次審査**

提出された計画書を基に、緊急性、重要性等を判断して、推薦候補を新潟県、新潟市の福祉担当及び新潟馬主協会福祉委員会で構成される助成事業推薦委員会で決定します。

**③ 結果の通知**

1次審査の結果を文書にて通知します。(4月下旬～5月上旬)

**④ 現地事前調査**

1次審査で選定された、助成候補案件について、(一社)新潟馬主協会の委員が現地に伺い、助成事業の具体的な計画について、調査を行います。

**⑤ 2次審査**

現地調査の結果を受けて、助成事業推薦委員会で最終推薦事業を決定します。

**⑥ 結果の通知と助成事業実施計画申請書の作成**

2次審査の結果を通知しますので、推薦団体は助成事業実施計画申請書等を、(公財)中央競馬馬主社会福祉財団のホームページからダウンロードして申請書類を作成していただきます。(6月中旬)

**⑦ 申請の受付**

助成事業実施計画書に、必要事項を記入し、添付資料と共に(一社)新潟馬主協会に2部郵送にて提出いただきます。

(7月中旬)

**⑧ (公財)中央競馬馬主社会福祉財団の助成承認**

(公財)中央競馬馬主社会福祉財団による助成申請の審議の後、正式に事業が承認されます。(9月中旬)

⑨ 最終決定の通知と目録贈呈式の実施

助成金目録贈呈式を実施し、助成金交付書及び今後提出していただく書類の手続きについて説明会を実施します。（10月中旬）

⑩ 助成事業の開始

・目録贈呈式終了後、備品車両の購入、建築を開始します。総事業費に大きな変更が発生した場合は、（一社）新潟馬主協会に連絡して下さい。

⑪ 自己資金分の支払い

・業者から請求書を受け取ったら契約書に基づいて、助成金を除く自己負担分の支払いを、振込により行い、領収書を受け取ってください。

⑫ 助成事業の完了

・助成事業実施報告書及び助成金交付請求書を作成し、自己負担分の領収書の写し等と共に、（一社）新潟馬主協会へ2部郵送してください。

⑬ 助成金の振込み

⑫の書類を提出した翌月末（但し11月までに提出した場合は1月初旬）に、助成金を、申請団体の金融機関口座にお振込いたします。

⑭ 助成金の業者への支払い

助成金の入金を確認した後、契約書に基づいて、業者に助成金分の支払いを振込により行い、領収書を受け取ります。

⑮ 助成事業完了報告書の提出

助成事業にかかる手続きが全て終了した後、「助成事業完了報告書」を作成し、領収書とともに（一社）新潟馬主協会に郵送してください。

⑯ 助成事業の維持管理

助成事業につきましては、財団配布の標識（自動車の場合はペイントとプレートの玄関への掲示）で助成事業の明示を行い、引渡しを受けた翌年度から、5年間の管理を責任をもって行なってください。

⑰ 監査について

助成年度の翌年に（一社）新潟馬主協会委員による運用状況の調査を、翌々年度に（公財）中央競馬馬主社会福祉財団による監査を実施しますのでご協力下さい。